

少年法改正の是非を考えるシンポジウム

～適用年齢引き下げ、「新たな処分」は必要か？～

現在、法制審議会において、少年法適用年齢の引下げ、そして、それに伴う若年者向けの「新たな処分」等を内容とする少年法改正が議論されており、今期通常国会会期中にも改正法案が審議される可能性があります。

そこで、法制審議会での議論状況を把握した上で、刑事訴訟法、少年法の専門家にご講演をいただき、少年法改正の妥当性を検証するとともに、少年及び若年者の更生に資する、あるべき司法手続の内容について検討したいと思います。

みんなで
考えよう！



日時:3月8日(日)13:00～16:30
場所:兵庫県弁護士会館4階講堂

<プログラム>

- ①基調講演：『改正少年法案について』
講 師：葛野尋之氏（一橋大学法学研究科教授）
- ②基調報告：『少年院での処遇の内容及び処遇による効果』
講 師：菱田律子氏（元浪速少年院院長）
- ③パネルディスカッション：『少年法適用年齢引下げの是非、
若年者に対する刑事法制の在り方』
パネリスト 葛野尋之氏（一橋大学法学研究科教授）
菱田律子氏（元浪速少年院院長）
野口善國氏（弁護士）

主催：兵庫県弁護士会
〒650-0016
神戸市中央区橘通1-4-3
TEL 078-341-7061(代)

申込不要
参加無料

共催：日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会

